

令和4年度埼玉県家畜商講習会開催要綱

令和4年6月22日決裁

(講習会の目的)

第1 この講習会は、家畜取引の公正を確保するため、新たに家畜商になろうとする者に家畜取引の業務に必要な知識を習得させることを目的とする。

(開催期日及び場所)

第2 講習会の開催期日は令和4年9月6日(火)及び7日(水)とする。

第3 講習会の開催場所は次のとおりとする。

埼玉県熊谷地方庁舎※

熊谷市末広三丁目9番1号

電話 048-524-1110 (北部地域振興センター)

※ 時間によって部屋が異なります

令和4年9月6日(火) 9:00~12:10

庁舎棟地下1階 地下会議室及び庁舎棟4階 小会議室

令和4年9月6日(火) 13:10~17:00

庁舎棟4階 大会議室

令和4年9月7日(水) 終日

庁舎棟4階 大会議室

(講習会の課目及び時間割)

第4 講習の課目及び時間割は次のとおりとする。

	科 目		配分	時間
九月六日 (火)	開講式		10分	9:00～9:10
	家畜の取引に関する法令	家畜商法	1時間	9:10～10:10
		家畜取引法	1時間	10:10～11:10
		関係法規	1時間	11:10～12:10
	休憩			
	家畜の品種及び特徴	豚	50分	13:10～14:00
	家畜の悪癖、機能障害		1時間	14:00～15:00
	家畜の品種及び特徴	牛(乳用種)	50分	15:10～16:00
家畜の悪癖、機能障害	1時間		16:00～17:00	
九月七日 (水)	家畜の品種及び特徴	牛(肉用種)	50分	8:45～9:35
	家畜の悪癖、機能障害		1時間	9:35～10:35
	家畜の品種及び特徴	めん羊・山羊	45分	10:35～11:20
	家畜の悪癖、機能障害		1時間	11:20～12:20
	休憩			
	家畜の品種及び特徴	馬	45分	13:05～13:50
	家畜の悪癖、機能障害		1時間	13:50～14:50
	家畜の疾病	すべての家畜	1時間	14:50～15:50
	家畜の取引に関する法令	家畜伝染病予防法他	1時間	15:50～16:50
	閉講式		15分	16:50～17:05

(受講手続)

第5 受講を希望する者は、次のとおり関係書類を提出しなければならない。

1 提出書類等

(1) 家畜商講習会受講申請書 別記様式第1号

(2) 令和4年度埼玉県家畜商講習会受講票 別記様式第2号

本人写真(出願前6か月以内に撮影したもの。上半身無帽。30mm×24mm。)を貼付すること

(3) 定形封筒(受講票郵送用)

受講者住所を明記し、84円分の切手を貼付すること

2 受講手数料 埼玉県証紙3,500円(家畜商講習会受講申請書に貼付すること)

※ 埼玉県収入証紙による納付が原則ですが、販売場所が埼玉県内に限られるため、県外居住者は、現金書留でも手数料を納付できます(つり銭のないようにしてください)。

3 提出先

(1) 県内居住者

ア 中央家畜保健衛生所

さいたま市北区别所町107-1 電話 048-663-3071

イ 川越家畜保健衛生所

川越市石田152 電話 049-225-4141

ウ 熊谷家畜保健衛生所

熊谷市円光1-8-30 電話 048-521-1274

(2) 県外居住者

埼玉県庁農林部畜産安全課

さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-4194

4 受付期限

令和4年8月5日(金)

直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から12時まで及び午後1時から5時15分まで(土日祝日を除く)。

郵送の場合は簡易書留とし、令和4年8月5日までの消印のあるものを有効とする。なお、封筒の表に「家畜商講習会受講申請書在中」と朱書すること。

(講習の特例措置)

第6 次の各号に該当する者は、所定の手続により講習時間を減免することができる。特例措置を受けようとする者は、受講申込時、講習時間の特例措置適用申請書(別記様式第3号)に獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付して提出するものとする。

1 家畜商法施行規則(昭和37年農林省令第4号)第4条第1項第1号の規定に該当する者(獣医師法第3条の規定による獣医師の免許を受けている者)

「家畜の品種及び特徴」、「家畜の悪癖・機能障害」及び「家畜の疾病」を免除

2 同条第1項第2号の規定に該当する者(家畜改良増殖法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者)

「家畜の品種及び特徴」、「家畜の悪癖・機能障害」を免除

(受講票)

第7 県は、家畜商講習会受講申請書を収受したときは受講票を作成し、申請者に交付するものとする。

(修了証明書の交付)

第8 県は、第4に規定する講習の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付するものとする。

(受講者の心得)

第9 受講者は、次の各号を遵守するものとし、係員の指示に従わない場合は退場を命ぜられることがある。

- 1 講習会を受講するときは受講票を提示し、本人であることの確認を受けること。
- 2 講習中、係員の許可なく講習会場を離れないこと。
- 3 私語や喫煙等他の受講者の迷惑となるような行為をしないこと。
- 4 講習中は携帯電話の電源を切ること。

(その他)

第10 この講習会に用いるテキストは、講習会の初日に開催場所の受付において販売する。

第11 当該講習会は畜産関係者が参集するため、家畜防疫上の観点から、当日に畜産関係施設等を訪問した者及び過去1週間以内に海外から入国した者は受講を御遠慮いただく場合がある。

(新型コロナウイルス感染症等への対応)

第12 今後の状況により、会場変更や、当該講習会の延期又は中止をする場合がある。

第13 当該講習会を中止とした場合、所定の手続きにより受講手数料を返還する。

第14 講習は十分な座席間隔を確保した配席や換気を行う。

第15 受講者は以下の点に御協力をお願いする。

- 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底
- ソーシャルディスタンスの確保の徹底
- 自宅での体温測定の実施
- 厚生労働省の新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（COCOA）の導入
〈参考〉厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 埼玉県 LINE 公式アカウント「埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート」の導入
〈参考〉埼玉県保健医療部感染症対策課ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_saitama-official-account.html

第16 以下のいずれかに該当する者は、受講を御遠慮いただく場合がある。

- 37.5度以上の発熱がある者
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある者

- 新型コロナウイルス感染症陽性者（疑い含む）と濃厚接触した者
- 過去2週間以内に海外（感染流行国）や国内の感染流行地域（クラスター発生地域等）へ旅行・出張した者

別記様式第1号

家畜商講習会受講申請書

令和4年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所

(ふりがな)

氏 名

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会の講習を下記により受けたいので申請します。

記

- 希望する講習会開催の期日 令和4年9月6日(火)及び7日(水)
- 希望する講習会開催の場所 埼玉県熊谷地方庁舎※
※9月6日(火) 9:00~12:10 庁舎棟4階 小会議室及び庁舎棟地下1階 地下会議室
9月6日(火) 12:10~17:00 庁舎棟4階 大会議室
9月7日(水) 終日 庁舎棟4階 大会議室

証紙貼付欄

令和4年度埼玉県家畜商講習会 受講票

受講番号 番

住所 〒

(ふりがな)
氏名

電話番号

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

- 1 受講番号は県が記入するので、空欄とすること。
- 2 申請者は、住所、氏名、電話番号、生年月日を記入し、写真を枠内に貼付して提出すること。

(県控え)

令和4年度埼玉県家畜商講習会
受講票

受講番号 番

(写真)

出願前6か月以
内に撮影したも
の
上半身無帽

30mm×24mm

氏名 _____

- ① 受講当日は本票を持参し、受付で提示すること。
- ② 各受講日とも開始時間の10分前までに受付を済ませること。
- ③ 受講中は本票を机の上に提示すること。
- ④ 筆記用具は各自持参すること。
- ⑤ 修了証明書は受講科目を全て修了した者に対して閉講式で交付する。

【問い合わせ先】

埼玉県農林部畜産安全課 畜産振興担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-4194

(受講者用)

押出
県印

別記様式第3号

講習時間の特例措置適用申請書

令和4年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所

(ふりがな)

氏 名

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書きの規定による、講習時間の特例措置を受けたいので、下記に定める資格を有することを確認する書類を添えて申請します。

記

- 1 該当する資格 獣医師又は家畜人工授精師
- 2 添付書類 獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し